

第 問

問 1 (1) について

1. 「実質逮捕」とは、取調べを目的とする同行留の置き（それに伴う宿泊や監視）の様態が、実質的に「強制連行」「強制留の置き」の程度に至ったかどうかが、身体や行動の自由に対する制約が実質的に身体拘束に当たる程度のものと評価される問題である。以下本件についてみる。

条文を指摘しておけると良いです。

2. まず、本件取調べの任意性についてみると、①被疑者は、捜査官から同行を求められ、捜査官の運転する自動車に同乗し、警察署に到着し、入ったがその際、拒否の様子は見られなかった。②期間中の取調べ中、適宜の食事等の休憩時間が設けられていた。③期間中、被疑者から「退去したい」と旨の申出がなかった。点があがらる。

3. しかし、期間中、被疑者は一度も自宅へ戻ることなく、①朝から夜まで、6日間毎日、約10時間の取調べを受けたこと。②宿泊は、被疑者自身が費用を負担したが、捜査官が指定したホテルで滞在中、居室前廊下等で捜査官による警戒を付けていたこと。③期間中の被疑者の活動範囲が、警察署内取調べ室、同取調べ室近くトイレ、ホテルの居室がほとんどであり、常に捜査官が近くにつき、警戒を行っていたこと。この事実から、本件取調べを目的とする同行留の置きの様態は、身体や行動の自由に対する制約が顕著であるため、実質的に身体拘束に当たる程度と評価でき、実質逮捕といえる。

事実を、適法になるものと違法になるものそれぞれまとめて整理する必要があります。

3. 被疑者の身体拘束が、検察官による勾留請求まで合計72時間の拘束があったこと。本件では実質的身体拘束の初日である5/5より、検察官による勾留請求がなされた5/13までの8日間の日数がかかっており、制限時間不遵守の違法性が認められる。

ここも条文をあげて欲しいです。

問 1 (2) について

どの犯罪についての実質逮捕かも検討できると良いです。

1. 被疑者の、5/5より実質逮捕され、5/11に「死体遺棄」の罪状で通常逮捕されている。法的には、5/5より「死体遺棄」罪の捜査目的での取調べを行うことになるが、事実上、①上記期間中の取調べに際し作成された取調べ状況報告書の「逮捕勾留の有無」及び

説明内容はOKです。

殺人罪による実質的逮捕であることの検討ができています。点はOKです。

（第 問）

1 罪名「相」は、1件は「殺人」と記載されている。③ 5/10に録取した
2 供述調書には、被疑事実が「殺人」とされ、本件被疑事実についての供述態様
3 などが詳細に録取されている。この期間中、余罪取調人が実質的になされていた
4 と評価できる。
5 捜査上の適式な 令状がないとそもそも勾留は
6 2. 仮に、5/5の当初から「殺人」での身体拘束がなされていたとしても、その
7 起訴前勾留期間は、身体拘束起訴までの身体拘束期間は最大23日間であり
8 本件で適式に「殺人」で5/5に被疑者を逮捕したとしても、5/29までは起訴が
9 されていない場合はならない。しかし本件では、5/27本件殺人の「被疑事実」での
10 通常逮捕及び、29日勾留請求のほかに、本件「殺人」での適正な身体拘束期間は
11 超過することになる。よって本件「殺人」を理由とする勾留は認められず、
12 以上
13 [問2]
14 (ア) 判例は、「公訴事実の同一性」と基本的事実関係の問題として理解し上
15 2つの訴因の間に、形式的
16 その明示がなければ「訴因の記載として罪を犯す事実の態様に欠ける」とよる
17 事項について裁判所の訴因と実質的に異なると認められ、審判文書の固定という見地
18 から「訴因変更が必要である」とある。この点もOKですが、判例の内容を少し意識でき
19 ます。この点もOKですが、判例の内容を少し意識でき
20 ます。使用行為が異なる場合に、覚せい剤使用の場合どんな犯罪の成立の仕方をするかに
21 ついて触れておけると良かったです。
22 (イ) 3/2条/項の「公訴」→ 3/2条/項の「裁判所は検察官の請求のあった
23 「公訴事実の同一性を認める限度」において、訴因変更を容許するものではない」と
と規定され、「公訴事実の同一性」とは、基本的事実関係が同一であること

(第 問)

1	解されており、その西暦の共角性ない近接性および統一性が法
2	判断される。指摘されている条文OKです。この要件が、「使用行為の異動」とどのような
3	関係にあるのかについて触れられるとよかったです。
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

以上